

札幌市農業体験交流施設条例の一部を改正する条例案

令和6年(2024年)11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市農業体験交流施設条例の一部を改正する条例

札幌市農業体験交流施設条例(平成7年条例第26号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第4条第1項中「写真又は映画を撮影しよう」を「の写真、映画等の撮影(以下単に「撮影」という。)をしよう」に改める。
- (2) 第5条第2項中「撮影行為」を「撮影」に改める。
- (3) 第10条中「第4条第1項の撮影行為(以下「撮影行為」という。)」を「撮影」に改める。
- (4) 第14条第1項中「撮影行為」を「撮影」に改める。

「	2,500円	「	2,700円
	3,100円		3,400円
	3,700円		4,000円
	7,400円		8,100円
	1,400円		1,500円
	1,800円		1,900円
	2,100円		2,300円
	4,200円		4,600円
	2,100円		2,300円
	2,600円		2,900円
	3,100円		3,400円
	6,300円		6,900円
	4,300円		4,700円

(5) 別表 2 中

5,400 円
6,400 円
12,900 円
1,000 円
1,300 円
1,500 円
3,100 円
50 円
3,800 円
4,700 円
5,600 円
11,300 円
3,500 円
4,300 円
5,200 円
10,400 円
1,500 円
1,900 円
2,300 円
4,600 円
4 円
220 円
500 円
250 円
400 円
200 円
300 円
150 円

を

5,900 円
7,100 円
14,100 円
1,100 円
1,400 円
1,700 円
3,300 円
50 円
4,100 円
5,100 円
6,200 円
12,300 円
3,800 円
4,700 円
5,700 円
11,300 円
1,700 円
2,100 円
2,500 円
5,100 円
4 円
220 円
550 円
250 円
450 円
200 円
400 円
200 円

に改める。

(6) 別表 3 を次のように改める。

別表 3

行 為		使 用 料		備 考
		単 位	金 額	
撮 影	映 画	1 日につき	31,000 円	(1) 1 日とは、午前 9 時から午後 9 時までをいう。 (2) 市長が、午後 9 時を超過し、又は午前 9 時を繰り上げて撮影を認めた場合は、当該超過又は繰上時間 1 時間につき、1 時間当たりの使用料を 2 割増した額を加算する。 (3) 撮影が行われた時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおりに撮影が行われたものとみなす。 (4) 使用料の額に 10 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
	テレビその他の動画	1 日につき	15,000 円	
	写 真	1 日につき	1,500 円	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表 2 の規定は、この条例の施行の日以後の札幌市農業体験交流施設条例第 3 条第 1 項の承認に係る使用料について適用し、同日前の同項の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表 3 の規定は、改正後の第 4 条第 1 項の承認に係る使用料について適用し、改正前の同項の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

農業体験交流施設の使用料を現状の経常経費等を踏まえた適正な額に改定する等のため、本案を提出する。